

秋田県高等学校の再編整備構想検討委員会 第1回会議（概要）

○日時、場所

令和4年6月10日（金） 13：25～14：51

秋田県庁 正庁

○協議に関する質疑応答、意見・提案

【協議】

①諮問事項について

・事務局より説明

②会議の運営および日程

・事務局より説明

③秋田県高等学校の現状と生徒数の推移について

・事務局より説明

④質疑応答

○【質問】 総合整備計画と再編整備構想は別ものと考えてよいか。

【回答】 総合整備計画は、計画期間中に推進する教育活動と各地区ごとの統合等再編整備計画についてなどを記載した2部構成となっている。学校の在り方と再編整備構想を審議していただきたい。

○【質問】 この委員会で審議した結果により、再編整備構想ができ、それがこの総合整備計画に入るようなイメージでよいか。

【回答】 そのようなイメージで差し支えないが、再編整備構想は総合整備計画の一部であるので、学校の在り方等についても審議していただきたい。

○【質問】 総合整備計画を見直すということでのいいのか。

【回答】 見直すというより、改めて検討していただきたい。

○【質問】 第七次後期計画を改定するイメージか。

【回答】 その通りである。

○【質問】 後期計画が令和3年度から始まったにもかかわらず、なぜこのタイミングなのか。

【回答】 今後の予定は次のとおりである。

令和4年度に、この委員会で審議していただき、その答申を令和5年4月に提出していただく。それを基に、県教育庁で検討し、第八次秋田県高等学校総合整備計画の素案を作成する。

令和6年度には、第1次素案として発表し、各地区で意見交換を行いながら修正を加え、次年度に第2次素案を発表する。その他、パブリックコメントも実施し、令和7年度中に成案として発表する。

実際に第八次計画を実行するのは、令和8年度からの予定である。

○【質問】 第八次計画を作るということか。

【回答】 その通りである。

○【質問】 「諮問事項について」の中に、「10～15年後の生徒数の減少に対応した」とあるが、どのような意味か。どのような考えで、10～15年後としているのか。

【回答】 第八次計画の計画期間は、令和8年度～17年度までとなる。今から10～15年後の状況が、第八次計画の計画期間とちょうど一致するからである。

○【質問】 先ほどの回答では、第八次計画をつくるとのことであったがどういうことか。

【回答】 この委員会から提出される答申を踏まえて、県教育委員会で第八次計画の策定に向けて検討していくということである。

○【質問】 今の話であれば、令和18年まで考えるということか。

【回答】 八次計画の実施期間が令和8年度～17年度までであり、その時期までを見据えて考えていただきたい。

○【質問】 第七次よりずっと先の事になるのか。

【回答】 令和8年4月には、現在の小学校6年生が高校に入学してくることになる。現在の小学校6年生～2・3歳の子供たちが対象となる。

○【質問】 委員会としては、この1年間で答申をまとめ、解散となる。この委員会自体は、今年度いっぱいということではなかったか。

【回答】 その通りである。

○【質問】 説明で、大分先を見越したことであることは理解した。
「諮問事項について」の中の「学級定員については40～35人学級を原則とする」について、この先、国の職員定数問題等に変更がある可能性については、どの程度加味して検討を行うのか。

【回答】 小中学校では、30人程度学級を実施しているが、高校では各学校の状況に合わせ、学級定員数を決めている。後々30人学級になるかどうかはこちらでも判断はできないため、現実的な35～40人を学級定員数として検討を進めていただきたい。ただ「原則」とつけているのは、各地区によってはいろいろな事情も考えられるためであり、各地区の事情に合わせた学級定員数に関する意見も含めて検討いただきたい。

⑤ 意見・提案等

○【意見】 35～40人学級の件について、学校によっては40人2クラス規模としているが、生徒の実態に合わせ、2クラスを3つに分けてクラス編成を行っている学校もあると思われる。そのような学校の実態も見ながらの検討をお願いしたい。

○【提案】 協議の公開・非公開について諮りたい。全体協議・各地区部会において協議を進める中で、協議内容が公になることにより、公平公正な協議が難しくなる事が懸念される。よって協議は原則として非公開として実施したい。